大阪市水道事業管理規程第23号

大阪市水道局情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局情報セキュリティ管理規程（平成23年大阪市水道事業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１章　略］	［第１章　同左］
第２章　情報セキュリティに係る体制（第４条－第６条）	第２章　情報セキュリティに係る体制（第４条－第７条）
第３章　情報セキュリティ対策（第７条－12条）	第３章　情報セキュリティ対策（第８条－第12条）
第４章　検証及び見直し（第13条・第14条）	第４章　検証及び見直し（第13条－第14条）
［第５章・第６章　略］	［第５章・第６章　同左］
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規程は、大阪市水道局情報システム等の整備及び運用に関する規程（令和７年大阪市水道事業管理規程第22号。以下「情報システム等整備・運用規程」という。）第11条に規定する情報システム及び情報システムにより処理される情報、情報システム等整備・運用規程第15条及び第17	第１条　この規程は、大阪市水道局ＩＣＴ計画の推進に関する規程（平成28年大阪市水道事業管理規程第33号。以下「推進規程」という。）第22条に規定する情報システム及び情報システムにより処理される情報、推進規程第28条及び第30条第３項に規定する情報通信ネットワーク及び情報通信ネッ

条第３項に規定する情報通信ネットワーク及び情報通信ネットワークにより伝達される情報その他の大阪市水道局（以下「局」という。）が保有する情報資産に関する情報セキュリティの確保のために必要な事項を定めるものとする。	トワークにより伝達される情報その他大阪市水道局（以下「局」という。）が保有する情報資産に関する情報セキュリティの確保のために必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（定義） 第２条　［同左］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　情報セキュリティポリシー　この規程及び第８条に規定する情報セキュリティ対策基準をいう。	⑶　情報セキュリティポリシー　この規程及び第９条に規定する情報セキュリティ対策基準をいう。
［⑷～⑺　略］	［⑷～⑺　同左］
⑻　情報システム　情報システム等整備・運用規程第２条第１号に規定する情報システムをいう。	⑻　情報システム　推進規程第２条第２号に規定する情報システムをいう。
⑼　情報通信ネットワーク　情報システム等整備・運用規程第２条第２号に規定する情報通信ネットワークをいう。	⑼　情報通信ネットワーク　推進規程第２条第３号に規定する情報通信ネットワークをいう。
⑽　課等　情報システム等整備・運用規程第２条第３号に規定する課等をいう。	⑽　課等　推進規程第２条第４号に規定する課等をいう。
⑾　課長等　情報システム等整備・運用規程第２条第４号に規定する課長等をいう。	⑾　課長等　推進規程第２条第５号に規定する課長等をいう。
（職員の責務） 第３条　職員は、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）その他の関	（職員の責務） 第３条　職員は、情報セキュリティの重要性を十分に認識し、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関連する法令等を遵守し、情報資産を適

連する法令等を遵守し、情報資産を適切に管理しなければならない。	切に管理しなければならない。
（統括情報セキュリティ責任者の設置等）	（統括情報セキュリティ責任者の設置等）
第５条　［略］	第５条　［同左］
［２　略］	［２　同左］
３　統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受けて、情報セキュリティ対策の実施その他の情報セキュリティに関する事務を掌理する。	３　統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施その他の情報セキュリティに関する事務を掌理する。
［４　略］	［４　同左］
（情報セキュリティ責任者の設置等）	（情報セキュリティ責任者の設置等）
第６条　［略］	第６条　［同左］
［２　略］	［２　同左］
３　情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者の命を受けて、その所管する事務に係る情報資産に関し情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。	３　情報セキュリティ責任者は、自らが所管する事務に係る情報資産に関し情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。
	（情報セキュリティに係る総合調整等）
［削る］	第７条　最高情報セキュリティ責任者は、推進規程第７条に規定するＩＣＴ計画推進委員会において、情報セキュリティポリシーの遵守及び情報セキュリティ対策の実施に関する総合調整を行う。
	２　最高情報セキュリティ責任者は、推進規程第６条に規定するＩＣＴ計画推進連絡調整会議において、情報セキュリティについて課長等相互間の連絡調整を行う。
（情報資産の分類）	（情報資産の分類）
第７条　情報セキュリティ責任者は、その所管する事務に係る情報資産をその内容に応じて分類し、重要度に応じた情報セキュリ	第８条　情報セキュリティ責任者は、自らが所管する事務に係る情報資産をその内容に応じて分類し、重要度に応じた情報セキュ

ティ対策を実施しなければならない。	リティ対策を実施しなければならない。
（情報セキュリティ対策基準の作成）	（情報セキュリティ対策基準の作成）
第８条　［略］	第９条　［同左］
（情報セキュリティ実施手順の作成）	（情報セキュリティ実施手順の作成）
第９条　情報セキュリティ責任者は、その所管する情報システム又は情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施に関し必要となる事項を定めるため、情報セキュリティ実施手順を作成し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。	第10条　情報セキュリティ責任者は、自らが所管する情報システム又は情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施に関し必要となる事項を定めるため、情報セキュリティ実施手順を作成し、最高情報セキュリティ責任者の承認を得なければならない。
（ソフトウェアライセンスの管理）	（ソフトウェアライセンスの管理）
第10条　［略］	第10条の２　［同左］
（事故発生時の措置）	（事故発生時の措置）
第12条　情報セキュリティ責任者は、その所管する事務に係る情報資産に漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が発生したときは、直ちに、その状況を調査するとともに、当該事故の内容を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。	第12条　情報セキュリティ責任者は、自らが所管する事務に係る情報資産に漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が発生したときは、直ちに、その状況を調査するとともに、当該事故の内容を統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
［２・３　略］	［２・３　同左］
（情報セキュリティ検査の実施）	（情報セキュリティ監査の実施）
第13条　最高情報セキュリティ責任者は、局において情報セキュリティポリシーが遵守され、情報セキュリティ対策が適切かつ確実に実施されているかどうかを検証するため、定期的に検査を実施しなければならない。	第13条　最高情報セキュリティ責任者は、情報システム及び情報通信ネットワークの情報セキュリティ対策について、評価・点検を行うため定期的に情報セキュリティ監査を実施しなければならない。
２　最高情報セキュリティ責任者は、前項に規定する検査のほか、必要と認めるときは随時に検査を行うことができる。	［新設］
３　最高情報セキュリティ責任者は、前２項	［新設］

に規定する検査（以下「情報セキュリティ検査」という。）の結果に基づき、必要があると認めるときは、講ずべき改善措置の内容を定めなければならない。	
４　情報セキュリティ責任者は、前項の規定により最高情報セキュリティ責任者が定める改善措置を適切かつ確実に実施しなければならない。	［新設］
５　情報セキュリティ検査の実施方法その他必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。	２　情報セキュリティ監査の実施方法その他必要な事項は、最高情報セキュリティ責任者が定める。
（見直しの実施） 第14条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティをめぐる情勢の動向、変化等を勘案し、及び情報セキュリティ検査の結果を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	（見直しの実施） 第14条　最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティをめぐる情勢の動向、変化等を勘案し、及び情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
［２　略］	［２　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この規程は、公布の日から施行する。